

## STANDARD LINER AGENCY AGREEMENT制定趣旨書

### ( 1 ) 審議方針

本小委員会は、船社出身委員4名及び代理店出身委員3名より構成され、昭和63年12月20日より平成元年3月20日まで合計9回の会合をもち、慎重に検討した結果、外船代理店契約者式の成案を得た。

外船代理店協会のできるだけ早く本書式を利用したいとの意向を受け、3月一杯で検討を終えるべく、外船代理店協会作成の原案を船社出身委員だけで検討し問題点を整理してから、それを小委員会に諮るという審議方法をとった。

### ( 2 ) 名称・レイアウト

名称は“ STANDARD LINER AGENCY AGREEMENT ”とし、また外船代理店協会のマークを入れた。ラインナンバーも付した。

原案はロンドンのFONASBA（海運仲立業代理店協会連盟）作成の書式を基にしているため、本書式に日本外船代理店協会の名称を入れるにあたりFONASBAの意向を確かめたところ、“ Based on FONASBA Standard Liner Agency Agreement dated October25th, 1988 ”を表示してもらえれば有難いとのことであり、外船代理店協会も異存はなかったので、これを表示した。

### ( 3 ) 構成

本書式は、原案やFONASBAの契約書と同様に大きく8つの部分に分かれている。すなわち、前文（各当事者の氏名・住所、契約締結日）、第1条（定期航路の発航・仕向地、業務開始日、契約対象管轄地）、第2条（一般条項）、第3条（代理店の義務）、第4条（船社の義務）、第5条（報酬）、第6条（契約期間）、第7条（準拠法と仲裁）から成り、第1条から第6条まではさらに項に分けた。なお、原案には付属協定書としてのRemuneration Scheduleがあったが、当小委員会では標準的なものを作成することは難しく、個々別々に当事者間の話し合いに委ねられることとした。

### ( 4 ) 本書式の特徴

- ・FONASBA書式では、内陸運送のための業務であるInland Agency workという文言があったが、日本の現状では必要ないので、原案どおり削除した。
- ・FONASBA書式、原案にはなかったが、代理店は船社の利益を保護・促進し、船社の損害や余分な費用を回避するよう最善を尽くす旨を2-1に規定した。併せて、代理店は代理店自らのまたはその使用人又は副代理店（Sub Agent）の故意、過失によって船社が損害を被った場合は、船社に対し賠償の責に任ずる（過失責任主義）旨を新たに規定した。それにともない、船社の賠償責任を代理店の故意、重過失の場合に限定した原案の条項を削除した。
- ・原案では、代理店の本契約履行上被った損害に対する船社の補償責任の規定において船社が免責されるのは代理店に故意・重過失のある場合に限られていたが、代理店に

過失がある場合にも船社は免責されるとした。

- ・原案では、代理店の報酬の見直しを12カ月毎に行うとしていたが、これを一方の当事者の要求があれば行うに改めた。
- ・本書式では、原案と同様、船社の費用負担条項を設け、その主要なものを具体的に列挙した。FONASBAになかったものである。
- ・原案では、契約の解約通知から解約までの期間を6カ月としていたが、これを3カ月に改めた。また、即時解約条項を新設し、代理店に本契約違反があった場合、代理店の破産や清算の場合や破産や清算の危険がある場合には、船社は本契約を直ちに書面をもって終了させることができるとした。
- ・準拠法を日本法とし、また仲裁は社団法人日本海運集会所の仲裁規則に従い東京で行うことを明記した。

代理店協会の作成した原案は、現在の船社、代理店間の力関係を考慮すると契約交渉の基礎として本契約書式は代理店に有利にすべきだという理由から、FONASBA書式を基にした代理店寄りの内容であった。しかし、中立の立場にある当委員会としては公正な契約書式でなければ推薦することができないため、原案を公正なものに修正する方向で検討した。この修正箇所については外船代理店協会の了解を得た。公正・妥当な契約書式ができ上がったと思う。

#### 成案に対する質疑応答

問 審議において一番の問題点は何だったか。

柳瀬氏 代理店が船社のため、また船社が損害を被らないよう最善の努力を尽くす旨の規定及び報酬の規定であった。前者については、代理店側は2-2がそれに当たるとの解釈であったが、明白に徹底させるべきであるということから新たに2-1を設けた。後者については、代理店側は報酬の算定基礎に運賃の他CAF、BAF等のsurchargeやfreight additionalを含めるべきだとし、これをポイントと考えていたようだったが、船社側は標準書式にこれらを含めるべきでないとして意見が分かれ、結局、契約当事者の交渉に委ねることとした。

以上の他、特に問題はなく、全会一致で本書式を当委員会で推薦することに決定した。